

(別紙様式 2)

平成 25年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 秋田県
農業委員会名： 井川町農業委員会

法令事務 (遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

現 状 (平成 25年 3月末現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B / A × 100)
	1,304 ha	0 ha	0%
課 題	当町の場合、畑の多くが山林の中にあり 畑と山林・原野の境界がはっきりしない場所が多々ある。今年からは使用していない畑の農地台帳の現況を変更していく必要がある。		

2 平成 25年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 ha		
		目標案設定の考え方 重点地区を設定し、意向確認を行いその上で決定する。		
活 動 計 画	農地の利用状況 調査	調査実施時期	調査員数 (実数)	調査結果取りまとめ時期
		6月～9月	12人	10月～11月
		調査方法	今年度は、大字井内地区を調査し、毎年重点地区は大字を単位として農地パトロール等を実施する。	
	遊休農地への指導	実施時期：10月～11月 指導通知ではなく利用意向の確認を実施する。		

促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数	541戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	64戸	85経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	2法人			
課 題	<p>当町においても他所同様農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、担い手の育成が急務となっている。</p>				

(2) 平成 25年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	5経営	1法人	1団体
	目標案設定の考え方 町産業課担い手担当と連携し、目標をの達成を目指す。		
活動計画案	<p>窓口での担い手への経営計画への適切な対応と指導を行い認定農業者制度の周知や普及を図る。</p> <p>農業委員自らが意欲のある農業者の情報収集を行い、町産業課と連携し認定の支援活動を実施する。</p>	<p>担い手担当と連携し農業法人への制度の周知を働きかけ、可能性を探る。</p>	<p>担い手担当と連携し集落の集団組織への制度の周知を働きかけ、可能性を探る。</p>

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		1,304 ha	937 ha
課 題	<p>認定農業者の多くが兼業農家であること、農地についてはそれぞれの耕作する農地が分散し、作業効率が悪く、効率的運用対策を講じるためには、利用集積の徹底を図る必要がある。しかし、実行するには地域の農地所有者などの理解と地域ぐるみの協力が必要であり、実行には困難を伴う</p>		

(2) 平成 25年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 30 ha
	目標案設定の考え方 町の基本構想をめざす。
活動計画案	<p>産業課と連携して「人・農地プラン」を推進して行く。</p> <p>通年、農業委員が相談活動等を通じて農家へ利用権設定の制度等の周知を図る。</p> <p>農地あっせん名簿に登録されている人を認定農業者へ誘導するとともに、農地の利用集積を図る。</p>

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成 25年 4月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B / A × 100)
		1,304 ha	ha
課 題	<p>農地については、農地法によって様々な規制がかけられているが、一般的に自己所有地なのであるから、どうい使用方法をしてもよいと考えている方が多い。また山間地の畑は農地かどうかは見た目では判別できない場所が多い。</p>		

(2) 平成 25年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積	ha
	目標案設定の考え方 特に新規の違反転用については 0件をめざす	
活動計画案	<p>違反転用箇所があった場合の取り組み ・現地調査、当事者への事情聴取を即座に実施し、違反の是正指導を実施する。</p> <p>違反転用の発生防止に向けた取り組み ・農地改良届けの周知と徹底を図り、違反転用の未然防止に努める。 ・4月～11月 農業委員、事務局職員により常時監視活動を実施する。 ・9月 全町を対象に農地パトロールを実施する。(同時に転用許可後 1年経過した農地の現地確認を実施する)</p>	